

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	5-6
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	第56条第1項	
許認可等	支給認定の変更			
(根拠規定)				
第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。				
2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。				
4 市町村等は、第2項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。				
(許認可等の基準)				
自立支援医療費の支給認定について (平成18年3月3日付け障発第0303002号) (各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)				
別紙4				
第4 支給認定				
3 受給者証の交付を受けた者が氏名を変更したとき、同一の都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)の区域内において居住地を移したとき、所得の状況に変化が生じたとき、「世帯」の状況が変化したとき、又は保険の種類に変更が生じた場合については、申請と同様に市町村を経由して、都道府県知事に届け出させるものとする。				
第7 受給者証の返還				
支給認定期間の有効期間が満了したとき、受診者が他の都道府県に居住地を移したとき、その他当該都道府県において法第58条第1項の支給認定を行う理由がなくなったときは、速やかに受給者証をその交付を受けた際の居住地を管轄する市町村長を経由して都道府県知事に返還させること。				
(その他)				